

## 議案第 10 号

千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

平成 22 年 3 月 23 日から印旛郡印旛村及び同郡本埜村が廃止され、その区域が印西市に編入されたことに伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定による関係地方公共団体との協議を行うに当たり、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

平成 22 年 6 月 4 日提出

市川市長 大 久 保 博

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約を次のように制定する。

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

千葉県後期高齢者医療広域連合規約（平成18年千葉県市指令第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「56人」を「54人」に改める。

附 則

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

## 理 由

千葉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）を組織する印旛郡印旛村及び同郡本埜村が平成２２年３月２３日から廃止され、その区域が印西市に編入されたことに伴い、広域連合を組織する地方公共団体の数が減少したため、広域連合の議会の議員の定数に関する規定について改正を行うものである。

以上の理由から、地方自治法第２９１条の１１の規定により提案するものである。